

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第五条（精密機能検査）】

ごみ処理施設及びし尿処理施設の管理者は、これらの施設の機能を保全するため、定期的に、その機能状況、耐用の度合等について精密な検査を行うようにしなければならない。

< 一般廃棄物処理施設精密機能検査要領 >

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第五条の規定に基づき、ごみ処理施設およびし尿処理施設の機能を保全するために、定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置等の状況等を調査し、これらの結果と維持管理基準および設計基準とを比較して、処理負荷および処理機能を検討するとともに、設備・装置・機器類の状況を検査し、必要な改善点を指摘する

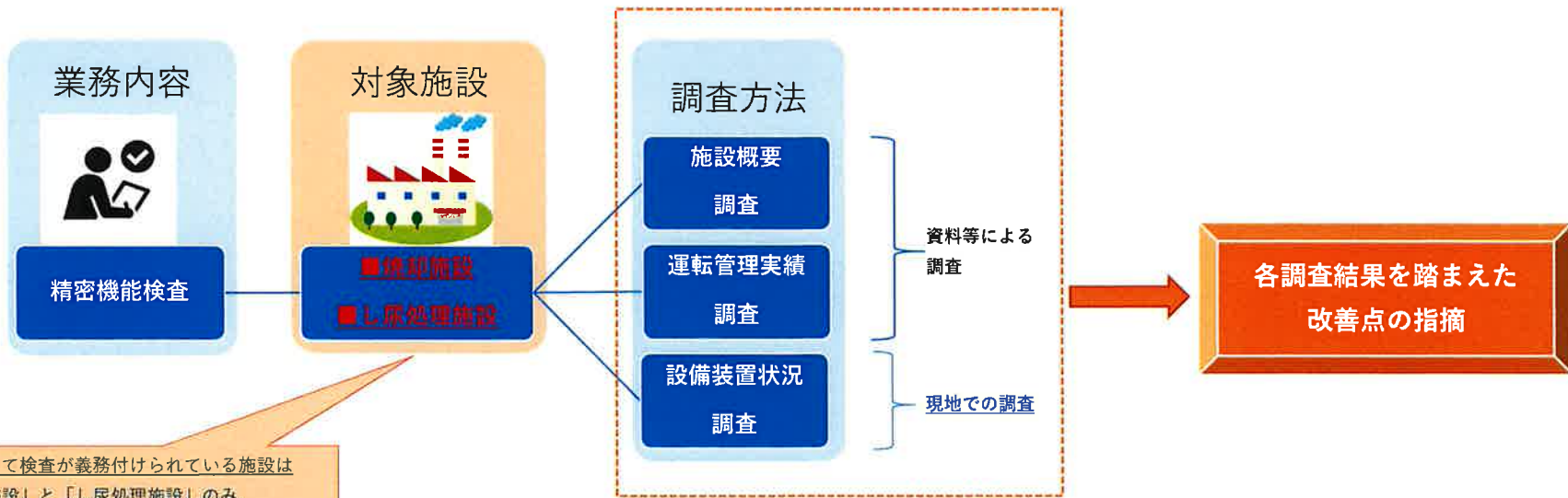
- 一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について 環整95号 より

規則第五条の精密機能検査は三年に一回以上行なうこと

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について 環整45号 第三の11 より



精密機能検査の概要



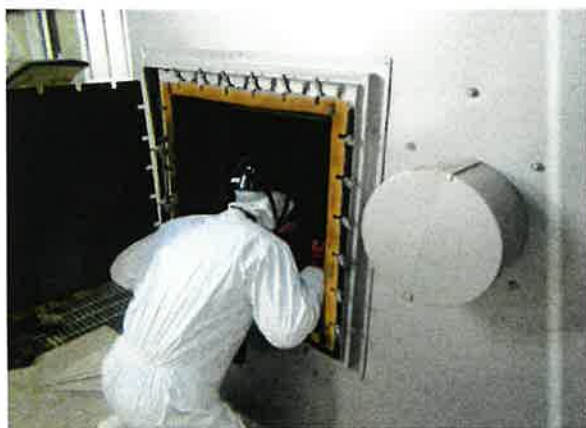
法令として検査が義務付けられている施設は「焼却施設」と「し尿処理施設」のみ。
 しかし『施設全体の現況把握』という観点から **リサイクル施設や最終処分場**での実施実績も年々増加しております。



バグフィルター点検状況



炉内点検状況



各種点検口より



その他検査状況